

## 第30回道州制特区提案検討委員会次第

日時 平成21年3月30日（月）13:30～  
場所 道庁赤レンガ庁舎2F1号会議室

### 1 開 会

### 2 議 事

- (1) 答申案等の審議について
- (2) 今後の委員会審議について
- (3) その他

### 3 閉 会

#### 【配付資料】

- 資料1 道民提案の一覧表（特区提案として検討すべきもの）
- 資料2 第4回答申（案）
- 資料3 整理案 「特区理学療法士」・「特区作業療法士」資格の創設
- 参考資料 第2次、第3次提案に係る国の対応方針について

## 第30回北海道道州制特別区域提案検討委員会出席者名簿

### 【委 員】

	氏 名	職 業
会長	井上久志	北海道大学大学院経済学研究科教授
副会長	五十嵐智嘉子	(社) 北海道総合調査研究会常務理事
委員	佐藤克廣	北海学園大学法学部教授
委員	林美香子	キャスター・地域まちづくりコーディネーター
委員	山本光子	(株)電通北海道プランニングディレクター
委員	宮田昌利	(株)サンエス・マネジメント・システムズ代表取締役

### 【事務局】

氏 名	役 職
志田文穀	北海道企画振興部地域主権局 参事
渡辺明彦	同 参事

## 道民提案の一覧表（特区提案として検討すべきもの）

区分： (1) 道民提案継続検討分 (2) 五十嵐委員提案分 (3) その後の道民提案追加分

区分	分類	項目	NO	委員会検討						
				24回	25回	26回	27回	28回	29回	30回
(1)	A 地域医療	地域での臨床研修義務化	2	<input type="circle"/>	<input type="circle"/>					
		潜在医師・外国人医師の招致	3	<input type="circle"/>	<input type="circle"/>					
		期間限定交代制の導入	4	<input type="circle"/>	<input type="circle"/>					
		診療報酬の特例措置	7	<input type="circle"/>	<input type="circle"/>	<input type="circle"/>	<input type="circle"/>			
		看護学校の定員増・奨学金拡充	8	<input type="circle"/>	<input type="circle"/>					
		養成施設指定権限移譲等	9	<input type="circle"/>	<input type="circle"/>					
		保健師、助産師、看護師の養成施設の基準の設定等	206	<input type="circle"/>						
		外国人人材受入れの促進	10	<input type="circle"/>	<input type="circle"/>					
		標準医師数の算定方法緩和	12	<input type="circle"/>	<input type="circle"/>					
		看護職員の配置基準緩和	13	<input type="circle"/>	<input type="circle"/>					
		病院、診療所の人員及び施設の基準	207	<input type="circle"/>	<input type="circle"/>					
	D 経済振興	カジノの振興	54							
		(小樽市への) カジノの設置(誘致)	215							
		自由貿易地域指定	69							
		空港の一括管理	75	<input type="circle"/>						
	H 地域振興	千歳空港のハブ空港化	221	<input type="circle"/>						
		2重、3重行政の解消	125							
		＜国の出先機関に係る予算・人員等の情報開示＞	130		<input type="circle"/>		<input type="circle"/>	<input type="star"/>	<input type="star"/>	
18件										
(2)	A 地域医療	臨床研修病院の指定・監督	245	<input type="circle"/>	<input type="circle"/>	<input type="circle"/>				
		臨床研修先の限定	246	<input type="circle"/>	<input type="circle"/>					
		外国人向けの外国人医師等の招致等	247	<input type="circle"/>	<input type="circle"/>					
		医療関係学部の定員増	248	<input type="circle"/>						
		保健師等の学校・養成施設の指定・監督	249	<input type="circle"/>						
		医師標準数の設定(過疎地域)	250	<input type="circle"/>	<input type="circle"/>					
		訪問看護師の業務・役割の拡大	251	<input type="circle"/>	<input type="circle"/>					
		介護福祉士の業務・役割の拡大	252	<input type="circle"/>						
		地域救急体制の補強(緊急自動車の拡大)	253	<input type="circle"/>	<input type="circle"/>					
9件	A 地域医療	公立病院のオープン化に係る医師標準数の特例 ＜過疎地帯における病院と診療所の連携に係る特例措置＞	255		<input type="circle"/>	<input type="star"/>				
		D 経済振興	256	<input type="circle"/>						
		E 雇用	257	<input type="circle"/>						
	H 地域振興	郵便局の役場の支所化 ＜郵便局の活用が可能な地方公共団体事務の拡大＞	258	<input type="circle"/>		<input type="circle"/>	<input type="circle"/>	<input type="circle"/>	<input type="circle"/>	<input type="star"/>
		政令市の法定要件緩和	259	<input type="circle"/>						
		国有林など国有財産の移管	260	<input type="circle"/>						
		都道府県議会議員の選挙区の決定権限の移譲	261	<input type="circle"/>						
		広域連合への地方交付税交付	262	<input type="circle"/>		<input type="circle"/>	<input type="circle"/>	<input type="circle"/>		
		社会資本関係業務の地方独立行政法人化	263	<input type="circle"/>		<input type="circle"/>	<input type="circle"/>	<input type="circle"/>		
		相続税に係る特例	264	<input type="circle"/>						
		木造建造物に係る基準の特例	265	<input type="circle"/>						
		F M放送波の地方自治体への割り当て	266	<input type="circle"/>		<input type="circle"/>				
14件	J 福祉	自動車ナンバーの特例	267	<input type="circle"/>						
		社会保障関係法の条例化 ＜条例による法令の上書き権＞の創設	268	<input type="circle"/>		<input type="circle"/>	<input type="circle"/>	<input type="circle"/>	<input type="circle"/>	<input type="star"/>

(注) 1) 上記項目は、第23回委員会において、第1次整理されたもの(ただし、NO. 125・130は後に追加)

2) 太字は、第24回～第26回委員会の審議の結果、再度検討を行うと整理されたもの

3) 太字は、2)のうち、第4回答申に向け更に検討していくとされたもの

※ < >内は、当該項目に関連して審議する検討項目

4) 「○」は検討、「◎」は整理案検討、「☆」は答申案検討を示す。

### <参考> 庁内提案

項 目	NO	委員会検討						
		24回	25回	26回	27回	28回	29回	30回
健康食品に関する北海道独自の表示基準の創設	①		<input type="circle"/>		<input type="circle"/>	<input type="circle"/>	<input type="circle"/>	<input type="star"/>
「市区理学療法士」「特区作業療法士」資格の創設	②		<input type="circle"/>					

(注) 1) 太字は、第4回答申に向け更に検討していくとされたもの

2) 「○」は検討、「◎」は整理案検討、「☆」は答申案検討を示す。

## 第4回答申（案）

### [地方自治・地域再生]

答申1 「条例による法令の上書き権」の創設

答申2 国の出先機関に係る予算・人員等の情報開示

答申3 郵便局の活用が可能な地方公共団体事務の  
拡大

### [地域医療]

答申4 過疎地等における病院と診療所の連携に係る  
特例措置

### [健康づくり産業]

答申5 健康食品に関する北海道独自の表示基準の  
創設

平成21年 月 日

北海道道州制特別区域提案検討委員会

## 「条例による法令の上書き権」の創設

現状

- 道州制のもとでは、道州が制度の企画立案権限も含めた立法面での権限移譲を国から受け、地域自らの発想で地域の特性に応じた施策を条例に基づいて展開することが期待される。
- しかしながら、現状では国が法令により自治体の事務について詳細に規定しており、また、条例は法令に違反しない限りにおいて制定することができるところから、自治体が条例で独自の定めをする余地は限られている

課題

- 条例は法令に違反しない限りにおいて制定することができるという基本原則と整合性をとりつつ、自治体の事務についての条例の制定範囲を拡大し、地域の特性を反映できるようにするための立法措置が必要である。
- 条例の制定範囲を拡大するよう個別の法令を改正する方法は、これまでの道州制特区の提案や第2期地方分権改革の勧告でも取り組まれてきたが、これをさらに一歩進め、条例による法令の上書きを可能とする法制化を特定広域団体について行うことが道州制に向けたモデル的取り組みとして有益である。

目指すすがた

### 条例による法令の上書きを可能とする根拠規定の法制化

地方自治法第2条第2項の事務が上書きの対象（地域における事務及びその他の事務で法律又はこれに基づく政令により処理することとされるもの）

地域の特性に応じて当該法令を施行するために上書きするものであること

個別の法律において上書きを禁じる規定が置かれた場合は、上書きはできない

道州制特区推進法により指定される特定広域団体が、条例により法令を上書きすることを可能とする根拠規定を地方自治法に創設する。

（上書き＝法令の規定の全部又は一部を適用せず、又は必要な制限を附加し、補完し、若しくは緩和し、若しくはこれらの規定に代えて適用すべき事項を定めること。）

道州制に向けた自治立法権の強化、地域の特性に応じた施策の展開

## 国の出先機関に係る予算・人員等の情報開示

現状

- ・地方分権改革推進委員会の第2次勧告において国の出先機関の統廃合が打ち出された。
- ・これは道が平成16年に提案した「二段階統合論」と基本的方向は一致しているが、国の出先機関の統廃合と同時並行でこれらの機関から道への権限移譲を進めることが必要。

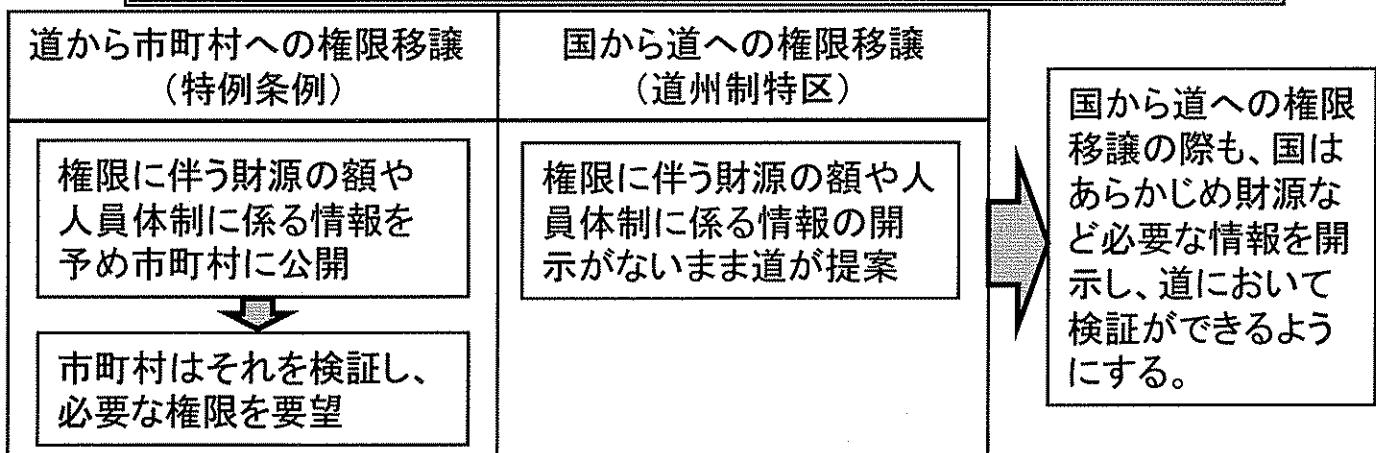
課題

- ・道から市町村への権限移譲においては、道は市町村に対し権限移譲に伴う財源についてあらかじめリストとして示し、移譲を求めるかどうか判断してもらっているところ。
- ・これに対し、国の出先機関の予算や人員体制等については、情報開示が行われておらず、また、道州制特区推進法に基づく権限移譲の提案については、道は財源等について検証できないまま移譲を求めている状況。

[ なお、行政機関の保有する情報の公開に関する法律では、国に公開を求めるべきのは「行政文書」に限られ、新たな資料の作成を求めることはできない。 ]

### 目指すすがた

## 国の出先機関に関する予算・人員等の情報開示



道州制特区推進法に基づく国からの権限移譲について、道(特定広域団体)が事前に財源や人員などがわかった上で、移譲を求めるこことできるよう、国が特定広域団体に對して情報開示を行うことを道州制特区基本方針の中に明記する。

➡ 特定広域団体が提案を検討する際に必要な国的情報の開示を保障

## 郵便局の活用が可能な地方公共団体事務の拡大

現

- ・ 地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律により、地方公共団体は指定した郵便局において、次の6つの証明書交付事務を取り扱わせることができる。  
戸籍の謄本・抄本等、納税証明書、外国人登録原票の写し及び外国人登録原票記載事項証明書、住民票の写し及び住民票記載事項証明書、戸籍の附票の写し、印鑑登録証明書

課

題

- ・ 過疎化と高齢化が進むなかで、役場から距離のある集落でのサービスの充実が課題となっている。
- ・ また、地方公共団体の財政状況や人員体制が厳しくなるなかで、地域の郵便局を効率的に活用する方策が求められている。
- ・ 現在、郵便局への委託事務は上記の6つに限られており、地域の状況に応じ、範囲の拡大が求められる。

### 目指すすがた

## 郵便局の活用が可能な地方公共団体事務の拡大

### ○地方公共団体が郵便局に委託できる証明書等交付事務

- ・ 戸籍の謄本・抄本等
- ・ 納税証明書
- ・ 外国人登録原票の写し及び外国人登録原票記載事項証明書
- ・ 住民票の写し及び住民票記載事項証明書
- ・ 戸籍の附票の写し
- ・ 印鑑登録証明書

### ○委託できる事務に北海道が条例で定める事務を追加

- (想定される交付事務等)
- ・ 固定資産評価証明書
  - ・ 課税証明書
  - ・ 軽自動車納税証明書
  - ・ 身分証明書

等

↑  
対象範囲は市町村、郵便局と協議のうえ、地域の実情にあわせて定める

過疎地域等における行政窓口サービスの利便性向上、小規模自治体等の行政効率化への支援、対象範囲の地域による主体的な決定

## 過疎地等における病院と診療所の連携に係る特例措置

現状

- 病院のベッドの一部を地域の診療所の医師に開放する「開放病床」は、病院と診療所の機能分担・相互連携、いわゆる「病診連携」の一環として取り組まれている。
- 地域の診療所の医師は、患者が開放病床に入院した後も、病院を訪問し、病院の医師と協力して検査・治療に当たるほか、患者の退院後も引き続き診療所の医師が診療を行うことができ、入院前から入院中、退院後まで一貫した治療を行うことができる。
- また、無床診療所であっても入院設備や高度医療機器が整備された病院と実質的に同様の治療が可能となるなど、開放病床は地域にとって安定的・継続的な医療体制の確保に大きな役割を果たしている。

課題

- 医療法に基づく病院における医師の配置標準数は入院患者数等をベースに定められているが、開放病床の入院患者数に関しては精神、療養病床にあるような患者数の特例がない。
- 医師の配置標準数を満たさない場合は、改善指導等を受けるほか、診療報酬の一定割合が削減されるペナルティー措置が講じられる場合もある。
- 病院としては、開放病床の患者受け入れが増えれば医師の標準配置数も増えることに繋がり、医師不足などの地域医療を取り巻く環境は厳しさが増している中で、開放病床を積極的に進めることが難しい状況にある。

### 目指すすがた

## 過疎地等における病院と診療所の連携に係る特例措置

### 医師の配置標準数の算定 (医療法第21条)

入院患者数及び外来患者数をベースに算定

開放病床入院患者数が増えると、配置すべき医師標準数も増えることになる。

特例措置

### 過疎地等の開放型病院における新たな医師の配置標準数の算定

開放病床の入院患者については、 $1/2$ を乗じた数を算入する。

地域における安定的・継続的な医療体制の確保に資する。

過疎地等における安定的な医療体制の確保に繋がる開放病床の取り組みを支援

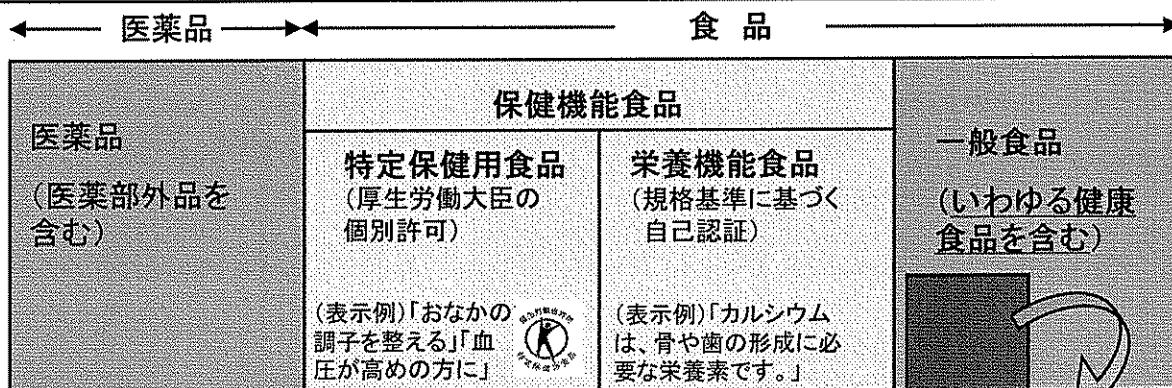
## 健康食品に関する北海道独自の表示基準の創設

- 現状**
- ヒトの健康や身体能力などに好ましい影響を与えるいわゆる健康食品について、道内では、豊富な農林水産資源を活用した、研究開発や製品化が活発である。
  - 健康食品の利用に関する3万人調査によると、回答者の8割がいわゆる「健康食品」を利用した経験があると回答しており、健康食品が広く消費者に浸透していることが分かるが、一方で、利用者の4割が「期待していた効果なし」と回答しており、正確な食品の有用性情報が不足していることも分かる。

- 課題**
- 食品は、健康増進法に規定する特定保健用食品(トクホ)等を除き、ヒトの健康への影響等含有成分の機能性を表示することができない。
  - 食品に機能性を表示できるトクホの許可を得ることができるのは、コストや研究体制の面から、大企業が中心となっている。(道内では、1社のみ)
  - 道内企業は、消費者に商品の機能性に関する有用性情報を提供できず販路拡大に苦慮している。
  - 消費者がいわゆる「健康食品」を購入する際、マスメディアや口コミなどからでは、求めている情報が必ずしも適切に入手できないこともあり、購入者はトクホ製品以外の有用性情報がない中、暗中模索状態で「健康食品」を選択している。

### 目指すすがた

一般食品の有用性情報の店頭表示(商品への印刷等による表示は含まない)を可能とする表示基準の創設ができるよう、健康増進法第26条、同法施行規則第11条に条文を追加



### 有用性情報

北海道が主産地となっている農水産物やそれらを原料とした道内製造製品について、公的医療機関等における臨床試験において科学的根拠が認められた情報

※有用性を審査するため、道は医学、栄養学等の学識経験者で構成する独自審査機関を設置する

※安全性確保は、平成21年6月に開始(予定)の食品の安全性に関する第三者認証制度を活用する

### 《期待される効果》

地域で責任を持ち地域産健康食品の有用性情報を地域に提供することにより、地産地消による道民の健康づくりが推進されるとともに、関連研究開発や製品化の活発化により地域産業が活性化する

## 「特区理学療法士」「特区作業療法士」資格の創設

**現  
状**

- ・理学療法士・作業療法士は患者一人ひとりの特性を分析し理学療法・作業療法を行う高いスキルを持っている。
- ・法律により、医師の指示のもとに理学療法・作業療法を行うこととされているが、医療行為とならない健康づくりサービスに関する規定はない。

**課  
題**

- ・広域分散型の地域構造がある一方で、医療施設や医師が偏在しており、過疎地域等に在住する中・高年齢層は予防的な健康づくりのためのトレーニングの機会に恵まれない。  
 ⇒理学療法士・作業療法士のスキルを積極的に活用した持続的な健康づくりの取組が推進されるよう地域において高度な健康づくりサービスを提供する担い手づくりが必要。

**目指すすがた**

理学療法士・作業療法士のスキルを生かした  
高度な健康づくりサービスの提供

(健常者を対象とした生活機能の評価・分析と相談・運動指導等)

理学療法、作業療法  
を医師の指示のもと  
に行なうことを規定  
(身体(又は精神)に障  
害のある者が対象)

必要となる専門  
教育の付与

- 高度な健康づくりサービスを行う者に対する特区理学療法士・特区作業療法士の名称使用
- 業務領域の一部として、健康づくりサービスを明確化

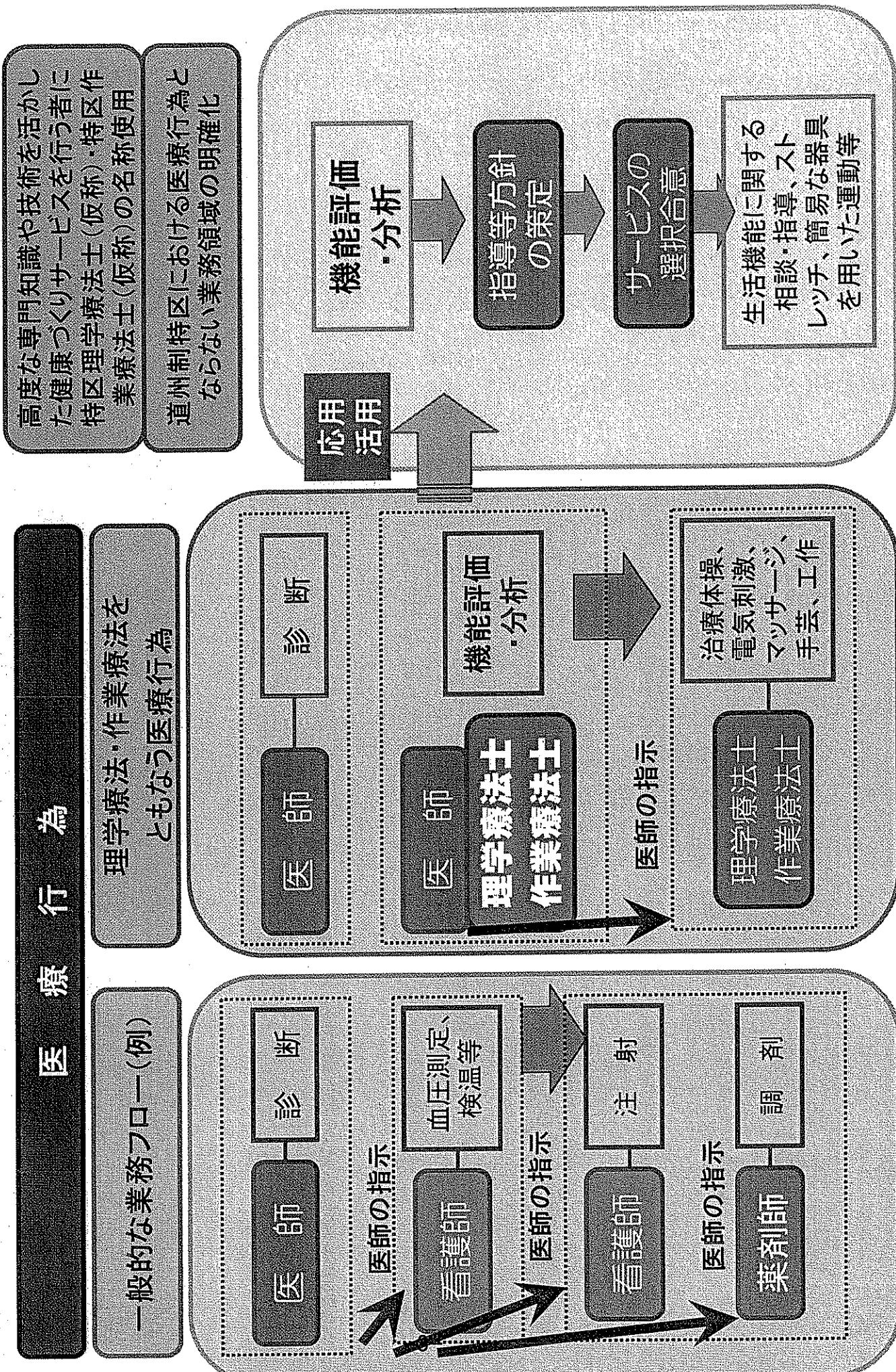
### 《期待される効果》

- ・中・高年齢層の健康増進
- ・地域における医療スキルを生かした高度な健康づくりサービスの創出

「特区理学療法士」・「特区作業療法士」資格の創設＜新旧対照表＞

区分	現行	権限移行	後
【理学療法士・作業療法士の業務領域】～理学療法士及び作業療法士法			
【理学療法士・作業療法士の業務領域の明確化】～理学療法士及び作業療法士法			
区分	対象者	業務	業務
理学療法士	身体に障害のある者	・診療の補助として理学療法を行う（法§15①）	・同左
作業療法士	身体又は精神に障害のある者	・診療の補助として作業療法を行う（法§15②）	・同左
【理学療法士・作業療法士の名称の使用制限】～理学療法士及び作業療法士法			
【理学療法士・作業療法士の名称の使用制限の特例】～理学療法士及び作業療法士法			
区分	名称の使用制限	名称の使用制限	名称の使用制限
理学療法士	・理学療法士でない者は、理学療法士、機能療法士その他のまぎらわしい名称を使用してはならない（法§17①）	理学療法士で、北海道知事が認めた専門教育を修了し、高度な専門知識や技術を活かし、健康づくりサービスを行う者に対して、特区理学療法士（仮称）の名称を用いることを認める。	理学療法士で、北海道知事が認めた専門教育を修了し、高度な専門知識や技術を活かし、健康づくりサービスを行う者に対して、特区作業療法士（仮称）の名称を用いることを認める。
作業療法士	・作業療法士でない者は、作業療法士、職能療法士その他のまぎらわしい名称を使用してはならない（法§17②）		
【理学療法士及び作業療法士】			
○厚生労働大臣の許可を受けた名称を用い、医師の指示の下に理学療法又は作業療法を業とする者であることを規定（法§2）			
○広域分散型の地域構造のもと、中・高年齢層等の予防的な健康づくりためのサービスの担い手としての「理学療法士」「作業療法士」が医療行為とならぬ健康増進による事業を明確化した条文を別条（法§15条の2）として新たに追加するとともに、北海道において知事が認める専門的な教育を修了し、高度な専門知識や技術を活かした健康増進に資する業務を行う者に特区理学療法士（仮称）・特区作業療法士（仮称）の資格名を使用することを認めることを認める条例についても別条（法§17条の2）として新たに追加する。			
法令制度			

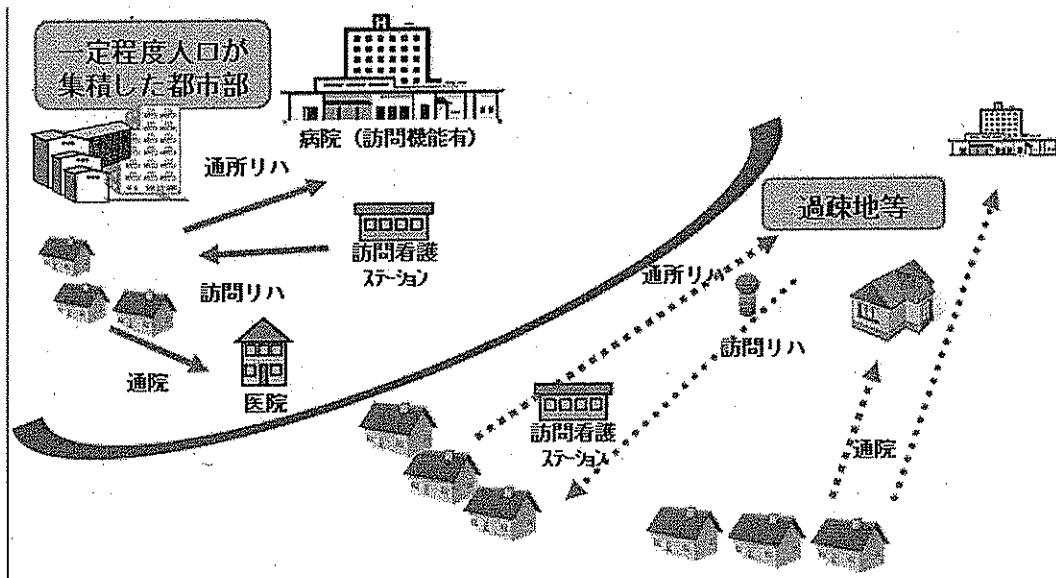
# 現行の医療行為と新たな運動指導サービス



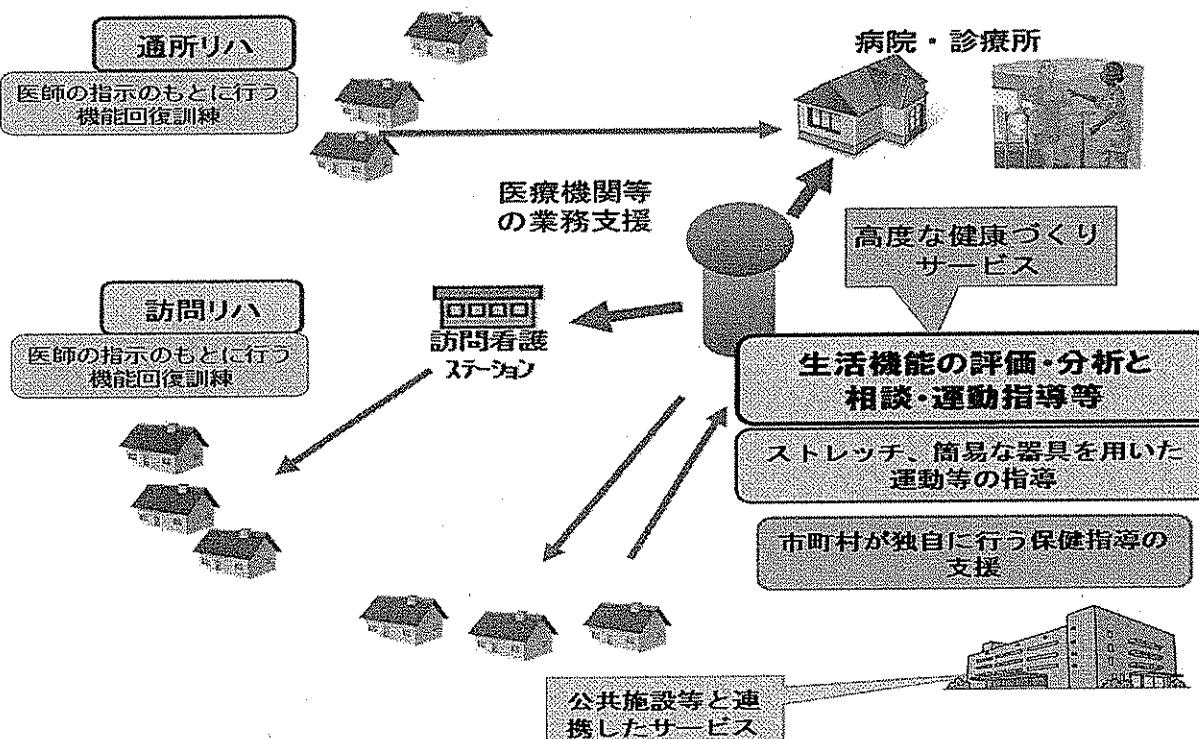
## 「特区理学療法士」・「特区作業療法士」資格の創設

一定程度の人口が集積した都市部においては、医療機関等を拠点とした事業が可能であるが、過疎化が進む人口希薄な地域において、サービス水準は十分でない。特区により、高度な健康づくりサービスを提供することが可能となる。

### ○ 現 状



### ○ 特区後の業務（イメージ）

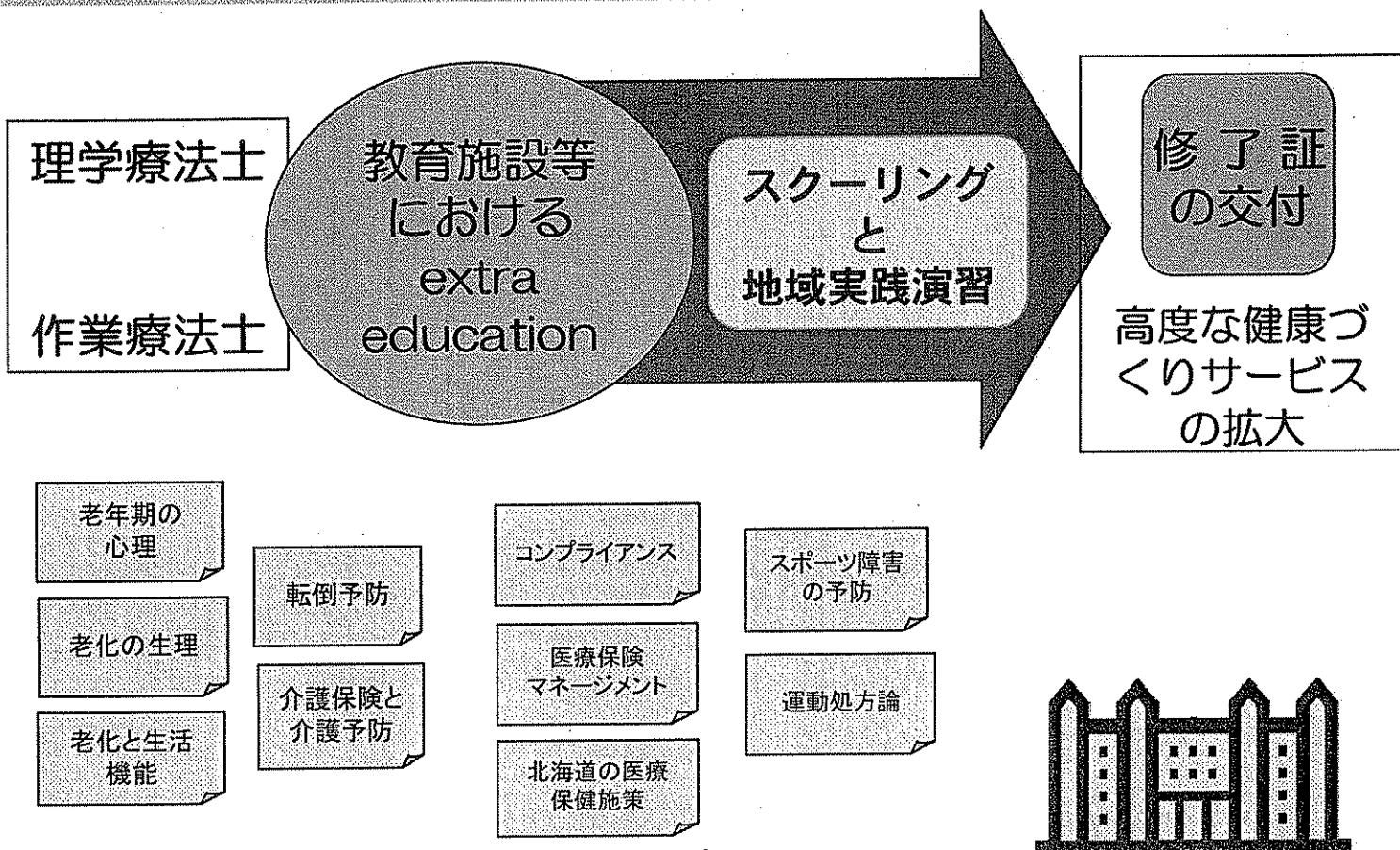


# 特区の担い手の確保

理学療法士・作業療法士は医療従事者として運動療法、作業療法を行っている。特区における新たなサービスを実施するため、現在のスキルに加え、高齢者の介護予防やリハビリの最新知識・技術や地域の保健医療ニーズの抽出、コーディネートのスキルを習得し、地域の健康づくりを総合的に支援。

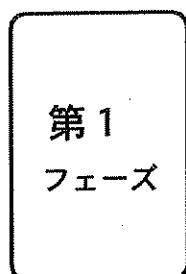
## < 目的 >

1. 北海道民の健康保持・増進に資する人材を、特区による理学療法士・作業療法士の高度な健康づくりサービスの業務実施により確保する
2. 医療資源配置の不均衡を、現リソースの機能を最大限に生かしながら（ソフト的に）是正する
3. 現行法内では広域分散型の地域構造のために抜け落ちる医療保険サービスを補完するとともに、情報の双向化により地域医療保健の効率化をはかる



# 特区の担い手育成に向けた今後のフロー

— スキル・習得手法の検討と特区対応専門教育コースの認定 —



## 必要となるスキル及び習得方法の基本設計

第1  
フェーズ

- 有識者からなるワーキングの設置  
(スキル及び習得方法のイメージは別紙のとおり)

## 基本設計を踏まえた特区対応専門教育コースの設置を喚起

第2  
フェーズ

- 教育施設等に対する基本設計の説明
- 特区対応専門教育コースの具体的な講義内容・演習方法等の提案を働きかけ

## 特区対応専門教育コースの認定

第3  
フェーズ

- 認定検討のための有識者会議の開催

### 認定に当たってのチェック項目

- ① 教育課程（講義等の内容・時間・方法）
- ② 修了要件（習得目標の水準）
- ③ 終了後のフォローアップ

## 特区対応専門教育コースの実施

第4  
フェーズ

### 「想定される専門教育」

- ① 教育施設等でのスクーリング
- ② 地域における実践演習
- ③ 遠隔地教育レポート・テレビゼミナール

## 特区対応専門教育コース修了者の登録・フォローアップ

第5  
フェーズ

- 特区理学療法士・作業療法士の登録
- 補完研修・情報提供等のフォローアップ

## 特区の担い手の確保（スキルの習得）

### 1 教育施設等でのスクーリング（教育施設等での講義：月1回土日開講）

特区に対応した専門教育を行う教育施設等が、介護予防やスポーツ障害を予防するための知識・技術や地域における健康づくりのコーディネートに必要となる知識・手法等を習得

### 2 地域実践演習（地域において実習）

地域活動を行う上で必要となる住民や関係機関・団体へのアプローチの手法や地域課題の調査・分析、健康づくり活動の企画と運営を地域の中で実践的に演習

### 3 遠隔地教育レポート・テレビゼミナール

（スクーリングに関連する課題のレポート提出・ITを活用したテレビゼミ）

インターネットを活用して、教育施設等と受講者の居住場所でのレポート課題に関する講義等を行うとともに受講者からのレポート提出とそれに応じた指導を行う。

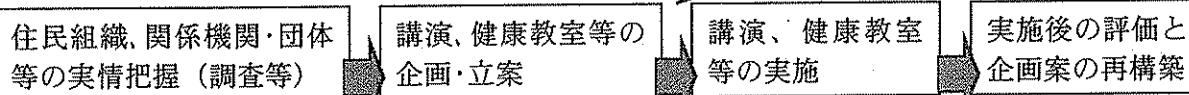
また、インターネットのテレビ会議システムを利用した「テレビゼミナール」を実施し、総合討論によるスキルアップとIT技術を活用した双方向システムの運用方法を習得し、過疎地域等におけるIT技術活用に資する。

### 講義内容

区分	講義名
介護予防	老年学概論 老化の生理 老年期の心理 老化と生活機能 転倒予防リスク管理学等
スポーツ障害の予防	運動器の機能向上 スポーツ障害の予防 運動処方論 健康行動学等
コーディネート	組織コミュニケーション論 グループワーク論 カウンセリング
制度・政策	介護予防制度論 介護保険と介護予防 医療保険マネジメント コンプライアンス 北海道の医療保険施策

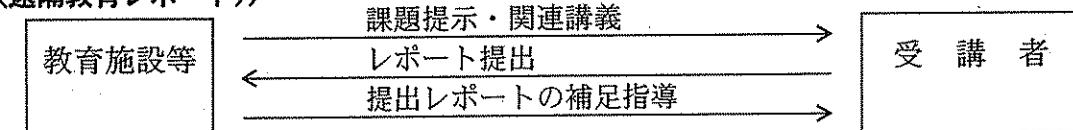
### 地域実践演習

テーマの選定： 介護予防、スポーツ障害の予防等  
実践演習の手順

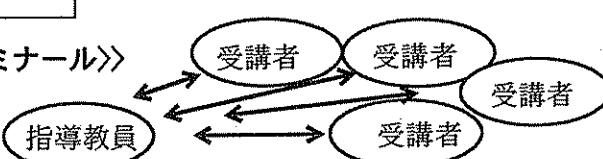


### 遠隔教育レポート・テレビゼミナール

#### 「遠隔教育レポート」



#### 「テレビゼミナール」



## ■理学療法士及び作業療法士法（昭和四十年六月二十九日法律第百三十七号）

### （定義）

- 第二条 この法律で「理学療法」とは、身体に障害のある者に対し、主としてその基本的動作能力の回復を図るために、治療体操その他の運動を行なわせ、及び電気刺激、マツサージ、温熱その他の物理的手段を加えることをいう。
- 2 この法律で「作業療法」とは、身体又は精神に障害のある者に対し、主としてその応用的動作能力又は社会的適応能力の回復を図るために、手芸、工作その他の作業を行なわせることをいう。
- 3 この法律で「理学療法士」とは、厚生労働大臣の免許を受けて、理学療法士の名称を用いて、医師の指示の下に、理学療法を行なうことを業とする者をいう。
- 4 この法律で「作業療法士」とは、厚生労働大臣の免許を受けて、作業療法士の名称を用いて、医師の指示の下に、作業療法を行なうことを業とする者をいう。

### （免許）

- 第三条 理学療法士又は作業療法士になろうとする者は、理学療法士国家試験又は作業療法士国家試験に合格し、厚生労働大臣の免許（以下「免許」という。）を受けなければならない。

### （業務）

- 第十五条 理学療法士又は作業療法士は、保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三号）第三十一条第一項及び第三十二条の規定にかかわらず、診療の補助として理学療法又は作業療法を行なうことを業とすることができます。
- 2 理学療法士が、病院若しくは診療所において、又は医師の具体的な指示を受けて、理学療法として行なうマツサージについては、あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律（昭和二十二年法律第二百十七号）第一条の規定は、適用しない。
- 3 前二項の規定は、第七条第一項の規定により理学療法士又は作業療法士の名称の使用の停止を命ぜられている者については、適用しない。

### （名称の使用制限）

- 第十七条 理学療法士でない者は、理学療法士という名称又は機能療法士その他理学療法士にまぎらわしい名称を使用してはならない。
- 2 作業療法士でない者は、作業療法士という名称又は職能療法士その他作業療法士にまぎらわしい名称を使用してはならない。